

高知県地域外プロフェッショナル人材活用促進事業費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内の中堅企業又は中小企業者が経営課題の解決を行うにあたり、県外のプロフェッショナル人材（以下「プロ人材」という。）を活用することを支援するため、予算の範囲内においてプロ人材の活用に必要な費用を支給する、高知県地域外プロフェッショナル人材活用促進事業費助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) プロ人材

専門的な技術や免許資格、知識、技能を有し、新たな商品・サービスの開発、販路開拓、生産性向上など、県内企業の成長に寄与する人材であって、主たる活動拠点及び居住地を県外（日本国内に限る）に有する者をいう。

(2) 副業・兼業

就業者が業務委託契約等に基づき、職務や期間を限定して業務に従事することをいう。

(3) 中堅企業又は中小企業者

別表第1に定めるものをいう。

(助成事業者)

第3条 この助成金の交付対象者（以下「助成事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者をいう。

(1) 県内に本社又は主たる事業所を有する中堅企業又は中小企業者であること。

(2) 高知県税の未納がないこと。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項及び第5項の規定に該当する営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。

(4) 当該事業申請日、又は助成金交付決定日の時点で破産、清算、民事再生手続き若しくは会社更生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。

(助成事業)

第4条 助成事業者が、高知県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下「プロ拠点」という。）を通じて実施するプロ人材活用の取組を助成事業とし、その区分及び要件は別表第2に定めるとおりとする。

(助成対象経費、交付額の算出方法)

- 第5条 助成対象経費は、助成金の交付決定日から、交付決定日が属する会計年度の3月10日(土日祝日にあたる場合は、前営業日)までに支払った経費とし、助成対象経費の区分及びその内容、助成率、助成限度額は、別表3に定めるとおりとする。
- 2 助成金の交付額は、別表3の助成対象経費の実支出額に助成率を乗じて得た額と助成限度額を比較して、いずれか低い方の額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

- 第6条 助成事業者が助成金の交付を受けようとするときは、交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、公益財団法人高知県産業振興センター理事長(以下「理事長」という。)に提出しなければならない。
- (1) 事業計画書(様式第1号別紙1)
 - (2) 誓約書(様式第1号別紙2)
 - (3) 高知県税の納税証明書(申請日前3ヶ月以内に発行された原本又は写し)
 - (4) その他理事長が必要と認める書類
- 2 助成事業者は、助成事業を開始する予定の日の7日前まで(土日祝日にあたる場合は、前営業日)に前項の申請を行わなければならない。

(助成の条件)

- 第7条 助成事業の実施に当たっては、別表第4に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等県の暴力団排除に係る取扱いに準じて行わなければならない。

(助成金の交付決定)

- 第8条 理事長は、第6条の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を本要綱に基づき審査のうえ、適当と認めるときは助成金の交付の決定を行い、交付決定通知書(様式第2号)により当該助成事業者に通知するものとする。

(助成事業の変更、中止又は廃止)

- 第9条 助成事業者は、次の各号に掲げる場合には、あらかじめ変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 事業の内容を著しく変更しようとするとき。
 - (2) 事業を中止又は廃止しようとするとき。
- 2 理事長は、前項の承認には、必要に応じ条件を附し、又はこれを変更することができる。

3 理事長は、第1項の承認を行った場合は、変更（中止・廃止）承認通知書（様式第4号）により助成事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 助成事業者は、助成事業が完了した日から起算して30日以内又は申請年度の3月10日（土日祝日にあたる場合は、前営業日）のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 助成対象経費を支払ったことを証する書類
- (2) プロ人材との契約書等の写し
- (3) その他、理事長が必要と認める書類

（助成金の額の確定等）

第11条 理事長は、前条の規定による実績報告を受領した場合は、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その実績報告に係る助成事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容（第9条に基づく承認をした場合には、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、助成金の額を確定し、交付額確定通知書（様式第6号）により当該助成事業者に通知し、助成金を交付するものとする。

（助成金の経理）

第12条 助成事業者は、この助成金に係る経理についての収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（助成金の交付の決定の取消し等）

第13条 理事長は、助成事業者が助成金の交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 理事長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、その返還を命ずる。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の支給について必要な事項については、高知県と協議のうえで理事長が別に定める。

（附則）

1 この要綱は、令和8年4月20日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

組織分類	定義
① 会社法人	常時使用する従業員の数が 2,000 人以下
② 個人事業主	
③ 医療法人、社会福祉法人	
④ 学校法人	
⑤ 商工会・都道府県商工会連合会及び商工会議所	
⑥ 中小企業支援法第 2 条第 1 項第 4 号に規定される中小企業団体(事業協同組合等)	
⑦ 特別の法律によって設立された法人	
⑧ 財団法人(一般・公益)、社団法人(一般・公益)	
⑨ 特定非営利活動法人	

別表第2（第4条関係）

助成事業の区分	要件
(1) 副業・兼業プロ人材活用促進枠	<ol style="list-style-type: none"> 1 これまでプロ拠点を通じて副業・兼業形態でプロ人材と契約を結んだことのない事業者が実施する事業であること。 2 申請時点の会計年度において新たに副業・兼業形態のプロ人材と契約するものであること。 3 対象となるプロ人材との契約は、1名分に限る。 4 助成事業者がプロ人材と締結する契約期間が最大6か月間までであること。
(2) 一般枠	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請時点の会計年度においてプロ人材と新たに契約した事業者、又は契約する予定の事業者が実施するプロ人材活用事業であること。

上記(1)(2)の両区分で共通する要件

- 1 契約するプロ人材が、自社の役員の3親等以内の親族ではないこと。
- 2 契約するプロ人材が、親会社・子会社の関係にある会社間における出向又は派遣でないこと。

別表3（第5条関係）

事業区分(1)副業・兼業プロ人材活用促進枠

(第1欄) 助成対象 経費の区分	(第2欄) 助成対象経費の内容 ※注1	(第3欄) 助成率	(第4欄) 助成上限額
紹介手数料 ※注2	・プロ拠点が別に指定する人材紹介会社に支払う紹介手数料(求人掲載料、人材マッチング成功手数料等)	4 / 5 以内	1 事業者あたり 上限 500 千円
交通宿泊費 ※注3	・事業に従事するため、県外から就業地（県内に限る）まで公共交通機関で移動する際の交通費（往路・復路） ・事業に従事するため、就業地（県内に限る）で宿泊する際の宿泊費1泊あたり12,000円（税込）を上限とする。		
報酬	・副業・兼業契約に基づき、プロ人材に対して支払う報酬(最大6か月分)		

事業区分(2)一般枠

(第1欄) 助成対象 経費の区分	(第2欄) 助成対象経費の内容 ※注1	(第3欄) 助成率	(第4欄) 助成上限額
紹介手数料 ※注2	・プロ拠点が別に指定する人材紹介会社に支払う紹介手数料(求人掲載料、人材マッチング成功手数料等)	1 / 2 以内	1 事業者あたり 上限額 300 千円
交通宿泊費 ※注3 ※注4	・事業に従事するため、県外から就業地（県内に限る）まで公共交通機関で移動する際の交通費（往路・復路） ・事業に従事するため、就業地（県内に限る）で宿泊する際の宿泊費1泊あたり12,000円（税込）を上限とする。		

※注1 第2欄：助成対象経費の内容について

- ① 領収書等の関係書類で確認できる経費のみを助成対象経費として認める。なお、当該書類の名義は、原則として助成事業者名（法人は企業名、個人事業主は代表者本人名）であること。

- ② 上表の対象経費を対象とする国、地方自治体、独立行政法人等の他の公的な補助金等と重複して申請することはできない。
- ③ 助成対象経費は消費税額及び地方消費税額を除いた金額とする。

※注2 理事長が別に定める人材紹介会社の紹介料を助成対象経費とする。

また、助成金の支出は、プロ人材との契約成立が前提となるため、求人掲載料などの場合、プロ人材選定前に費用が発生したとしても、プロ人材との契約が成立しなければ助成対象経費にならないので注意すること。

※注3 以下の経費は交通宿泊費の助成対象経費にならない。

- ・ 1回の往復移動の実費負担が10,000円（税込）未満の交通費
- ・ 日当
- ・ タクシー、社用車、自家用車、レンタカー、カーシェアでの移動に要した経費（有料道路利用料、ガソリン代、駐車場代を含む）
- ・ 鉄道のグリーン車利用料金、航空機の国内線プレミアムシート、手荷物等のオプション料金等
- ・ マイレージポイントで支払った経費
- ・ 旅行代理店の手数料
- ・ 取消料、キャンセル料
- ・ 振込手数料、代引手数料
- ・ 旅行傷害保険料

※注4 交通宿泊費は、副業・兼業形態のプロ人材のみ助成対象とする。

※注5 経費の支払方法等については、以下のとおりとする。補助対象経費以外との混合払い（総合振込等）は、行わないこと。

- ① 支払方法は原則、「振込依頼書による銀行振込」とする。ただし、ネットバンキングも可とするが、振込済みが確認できる資料の提出を必要とする。（振込指定日（予約日）の画面コピーは不可）
- ② クレジットカードによる支払は原則対象外である。ただし、例外的に認められる場合であっても、助成対象期間内に引落口座からの引き落としが完了しているものに限る。
- ③ 金銭の支出が伴わないもの（クーポン、ポイント、商品券、電子マネー等での支払い）は対象外である。
- ④ 自社振出・他社振出に関わらず、小切手・手形、電子記録債権等による支払は対象外である。

別表4（第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。